

別表【パーパスでんき 料金定義書 四国】

1. 適用.....	2
2. 実施エリア.....	2
3. 適用範囲.....	2
4. 適用期間.....	2
5. 供給電気方式.....	3
6. 最大需要容量.....	3
7. 契約容量.....	3
8. 料金.....	4
9. 日割計算.....	4

1. 適用

本紙は、当社のパーパス電気供給約款にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本紙にて定める従量料金および燃料費調整相当額における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

2. 実施エリア

- (1) パーパス電気供給約款 1-1-(2)に定義する四国エリア管内にお住まいのお客さまを対象とします。

3. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

- イ 契約電流が6キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。
- ハ 1 需要場所において、動力を使用する需要(交流 3相3線式標準電圧200ボルトで電気の供給を受けるもの)に対する他の小売電気事業者との契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の小売電気事業者との契約電力の合計(契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

4. 適用期間

- (1) 適用開始日は、電気供給約款 6. 需給契約の申込みに定める電気需給契約の申込みの場合には、電気供給約款 10. 電気の需給開始-(1)に定める需給開始日とし、アンペアの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) 適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日(以下「満了日」といいます。)までとします。
- (3) 満了日の一か月前までに、変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行います。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結前の書面交付は行いません。

ロ 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結後の書面交付は行いません。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとし、お客様のお住まいの地域によって当社にて決定するものとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

6. 最大需要容量

(1) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの設定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。

ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

7. 契約容量

(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下イ、ロにより算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8. 料金

- (1) 従量電灯 A の料金は定額料金、従量料金、燃料費調整相当額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- (2) 従量電灯 B の料金は基本料金、従量料金、燃料費調整相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- (3) 燃料費調整相当額は該当する月におけるお客さまが解約される地域を管轄している 旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等のものとします。

従量電灯 A 相当

定額料金	
1 契約につき	7,353 円 92 銭

従量料金	
300kWh をこえる 1kWh 時につき	24 円 96 銭

従量電灯 B 相当

契約電流	基本料金
1kVA	367 円 20 銭

従量料金		
第 1 段階	最初の 120kWh まで	16 円 66 銭
第 2 段階	120kWh から 300kWh まで	22 円 09 銭
第 3 段階	300kWh 超過分	23 円 09 銭

7. 日割計算

- (1) 当社は(4)の場合を除き、供給開始日（初回検針時）が基準検針日以外の場合および、廃止日が基準検針日以外の場合に日割いたします。1ヵ月の電気料金の算定方法は以下のとおりです。
- イ 定額料金の日割算定方法は、電気料金メニューに定める 1ヵ月の定額料金×(日割計算対象日数÷30)といたします。
- ロ 定額料金適用電力量の日割算定方法は、300kWh×(日割計算対象日数÷30)といたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量

により計算します。

ニ ロによって算定された定額料金適用電力量は小数点第 1 位で切り捨ていたします。

(2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をします。

(3) 電気料金メニューおよび容量を変更する場合、変更の開始は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

(4) 30 日に満たない場合であっても、定額料金内の範囲をこえる電力量を使用した場合は通常料金計算の対象といたします。

(5) 電力使用量が通常計算による場合の定額料金の範囲内をこえていないのにも関わらず、日割計算の適用となったことにより、定額料金をこえた場合は定額料金を 1 月の電気料金といたします。